

## プラトン『法律』における女性と節制

高 橋 雅 人

Women and Temperance in Plato's *Laws*

TAKAHASHI Masahito

---

神戸女学院大学 文学部 総合文化学科 教授

連絡先：高橋雅人 〒662-8505 西宮市岡田山4-1 神戸女学院大学文学部総合文化学科  
m-takah@mail.kobe-c.ac.jp

## **Summary**

This paper tries to show that Plato's *Laws* has a viewpoint that evaluates femininity highly. In section 1, I confirm to what extent women in Magensia, which will be constructed in Crete in responding to Clenias' request, are engaged in politics. In section 2, I consider the significance of marriage in the *Laws*, comparing his argument in the *Republic* that women and children should be held in common. And finally, in section 3, investigating Plato's notion of women's "nature" and analysing the relationship between femininity and temperance, I make it clear that Plato evaluates femininity highly in so far as in the *Laws* he claims that temperance is more important than courage.

**Keywords:** Plato, The *Laws*, Women, Temperance

## 要　　旨

本論文は、プラトン『法律』には女性性を評価する視点があることを論証しようとするものである。そのために、まず一節でプラトンの『法律』でクレイニアスの求めに応じてクレテ島に建設されることになるマグネシアにおける女性の主に政治との関わりについて確認する。ついで二節において、『法律』における結婚の意義について『国家』の妻子共有論と比較しながら考察する。三節ではプラトンの女性の「本性」観を検討し、女性性と節制との関係を明らかにした上で、『法律』が節制を重んじる対話篇であることから、プラトンが女性性を重視していることを明らかにする。

キーワード：プラトン、『法律』、女性、節制

本論文は、プラトン『法律』には女性性を評価する視点があることを論証しようとするものである。そのために、まず一節でプラトンの『法律』でクレイニアスの求めに応じてクレテ島に建設されることになるマグネシアにおける女性の主に政治との関わりについて確認する。ついで二節において、『法律』における結婚の意義について『国家』の妻子共有論と比較しながら考察する。三節ではプラトンの女性の「本性」観を検討し、女性性と節制との関係を明らかにした上で、『法律』が節制を重んじる対話篇であることから、プラトンが女性性を重視していることを明らかにする。

—

『法律』における女性の地位について検討する前に、『国家』の女性論を確認しておこう。女性の方が一般的に言って力が弱く、また女性は産む性だが、しかしこれらのことは国家の中で果たす役割との相関はない。それゆえ、教育は男女平等に行われ、優秀な女性は優秀な男性と同じく、補助者や守護者となる。その選抜の過程で男女の間に生じる恋の結果として子供が生まれる可能性があるが、子供は国家にとってその存続に関わるなおざりにできない重要な存在である。できる限り優秀な子供が生まれてくるには、できるだけ優秀な男女を娶らせる必要がある。そのため巧妙な籠が考案される。生まれた赤ん坊はすぐに母親から離され、国家が共同で育てる。籠による結婚が行われるので、男性から見れば妻が、女性から見れば夫が共有される。子供もそうである。

与えられる教育と国家の中で果たすべき役割について性の差がないという点では、プラトンは先駆的と評価される<sup>1</sup>。他方で、いわゆる妻子共有論に賛同する人々はいないだろう<sup>2</sup>。一方で女性の解放を、他方で女性の隸属を主張し

---

1 Vlastos, 1995.

2 もっともプラトンの後、ストア派のゼノンとクリュシッポスのように、同調する人々も現れた。cf. *Diogenis Laertii Vitae Philosophorum*, 7. 131. しかし、この妻子共有論はそもそもプラトンの独創ではない。ヘロドトスはアガティルソイ族が同じ慣習を持っていることを記述している。cf. *Herodotus. Historiae.* 4. 104. また、アリストパネスの『女の議会』にこのアイデアがある。アリストパネスの『女の議会』

ているように見えるこのようなプラトンの態度に対して、様々な評価がなされてきた<sup>3</sup>。

さて、ではプラトンの最晩年の著作である『法律』ではどうなのだろうか。教育に関して、軍事に関して、政治、言い換えれば国家の中で果たすべき役割に関して、プラトンの考えは『国家』とどのように違い、また同じなのだろうか。

一見したところ、どちらもそれほど変わらないと言えるかもしれない。「全ての男女が心を合わせ全力を傾けて、同じ仕事を遂行するのではないということは、何よりも愚かなことである (7.805a)<sup>4</sup>」という言葉は、そのような解釈を許容するように見えるからである。

それでは政治に関してはどうだろうか。プラトンは女性にも男性と同じように国家の様々な役割を割り当てているのだろうか。実はこの点に関しては、微妙な解釈のずれが指摘できる。

まず、Samaras の議論を追ってみよう。Samaras によれば「マグネシアにおいて、兵役が要職に選ばれる権利を含む完全の市民権の必要条件であるならば、女性が兵役に服すことを示す圧倒的な証拠は、女性がマグネシアの最高の地位に選ばれうることを意味する<sup>5</sup>」という。しかし他方でプラトンは男性が

---

とプラトンの『国家』のどちらが先に書かれたのかという問題があるが、前者が後に書かれたという見解が優勢である。cf. Adam, 1963, pp. 345–355; Burnyeat, 1999.

3 Saxonhouse はプラトンが女性を非女性化しているとして非難する (Saxonhouse, 1997, pp. 96–103.)。Annas はプラトンの関心が女性の権利や選好にあったのではなくて共通善の形成にあったとして、プラトンは当時の女性の悲惨な状況の改善を意図していたのではないかと解釈する (Annas, 1981, pp. 181–182.)。同じく、Stalley によれば「『国家』と『法律』における女性の地位に関する提言の根本的な目的は、国家全体の善のために女性の能力を十全に利用することである」という (Stalley, 1983, p. 108.)。

4 以下、プラトン『法律』からの引用は巻数とステファヌスのページ数によって示し、書名は省略する。また訳は岩波文庫の訳を、適宜、簡単な修正をしながら用いた(修正についてはいちいち述べない)。

5 Samaras, 2010, p. 194.

そのような役職に就くと示唆している。実際、結婚と出産により、女性が官職に就くことのできる年限は男性のそれより短い<sup>6</sup>。こういったことから Samaras は、女性に対するプラトン『法律』の考えは整合的ではないと結論づける。可能的には女性は男性と同等の能力を持ち、したがって政治と軍事にも男性と同じ役割が求められる。しかし、家庭では女性は「主人」である男性に従属し、自律性を持たないというのが Saramas によるプラトンの『法律』の女性像である<sup>7</sup>。

ではいったい、女性が就きうる官職について『法律』はどのように定めているのか。Folch のまとめによって、以下これを示すことにしよう。Folch によれば、女性が就きうる官職についてプラトンが明言しているのは、以下の四つである。

(1) 祭司。「神殿には宮守と男女の神官がいなければならない (6. 759a)」。神官は世襲だが、神官がいないか少ない場合には、「神に任せ」籤によって新たに任命される。ただし、健康か、嫡出子か、家柄はどうか、犯罪を犯していないか、などの審査が行われる。任期は 1 年で、60 歳以上 (759b-c) の者が選ばれる。

(2) 結婚生活と子供をつくることに関する「監督者」。10 年の間監督し、子供ができなかった夫婦を離婚させる (784c)。エイレイテュイアの神殿に毎日 20 分間集合する (784a)。

(3) 乳母と子供たちの「監督者」。(2) によって選ばれる。3 歳から 6 歳の子供は村の神社に集まるが (そこで自由に遊ぶため)、その様子を監督する (7. 795d)。

(4) 女性とその娘たちの共同食事の監督者 (7. 806e)。

以上のようなことから、Folch は政治的には男性優位と解釈する<sup>8</sup>。女性が

---

6 cf. Samaras, 2010, p. 194.

7 Samaras, 2010, p. 196.

8 Bobonich もまた女性の役職は限られていると解釈している (Bobonich, 2002, p. 387)。

任命される役職は、その権限が国民の家庭生活に関するものに限られ、マグネシアの政策に関わるわけではない、というのがその理由である<sup>9</sup>。また要職については、護法官、監査官、教育監督者のそれぞれは男性であることが明言されている<sup>10</sup>。

とするならば、女性の就きうる官職は家庭に関わりのあるものに（少なくともテキストに明示的に述べられていることによれば）限られていると考えてよさそうである。ではこのことは、女性に対する差別や蔑視を意味するのであろうか。言い換えれば、女性は「高位の」官職に就任し、職務を果たす能力がないので、「低位の」官職である家庭生活に関する職務に限られているのであろうか。だがこれらのことと明示する文言はないと思われる。むしろ、家族をボリスの最小構成単位とするマグネシアにおける家族の重要性を省みると<sup>11</sup>、結婚生活と出産、そして幼児教育を女性がもっぱら監督することは、むしろ女性がマグネシアの基盤を支えているとも言えるのではないだろうか。

だがどちらの解釈をとるにせよ、結婚に関するプラトンの思考を検討する必要があろう。『国家』と『法律』の大きな違いはまさにそこにあるからである。

## 二

結婚に関するマグネシアの規定は数多くあるが、その中で一番印象的なことは法律の「序文」の最初の例が結婚についてのものであることだろう。義務や犯罪と刑罰を定め国民を威嚇する法の「本文」だけではなくて、民に対して穏やかに語りかけ説得を試みる法の「序文」をも国民に示す「複式」の法体系は、

9 Mooreは、わずかの女性しか国家の要職に就けない限りにおいて、男性よりも政治に関わりうる範囲は狭いとする（Moore, 2005, pp. 155–160）。だが Folch は、この Moore の主張を ‘optimistic’ と指摘し（Folch, 2015, p. 343, n. 15.）、女性の就任しうる官職は男性よりも少ないとする。例えば、Folch によれば、夜の会議のメンバーには女性は入れない（Folch, 2015, pp. 256–257.）。

10 護法官については6. 754c6, 6. 755b5。監査官については12. 946b7（Folch は b5 と記しているが誤り）。教育監督者については6. 765d7。

11 『法律』における家庭の意義については、Morrow, 1993, pp. 118–121が強調している。

『法律』の大きな特徴であることは言うまでもない。「本文」だけの法体系は奴隸を診察する奴隸の医者に、「序文」と「本文」を有する法体系は自由人を診察する自由人の医者に喻えられる（4. 719e-720e）。自由とは、法が制定される際に目を向けなければならないものの一つ<sup>12</sup>であるのだから、この喻えの重要性、つまりは法の「序文」の重要性は明らかであろう。そのような「序文」として最初に語られるのが、結婚の意義なのである。

プラトンによれば、人間は誰もが不死への欲求を持っている。その欲求は例えば名声への欲求として現れるが、人間はすでにある意味で不死に与ってもいる。すなわち、子供を産み種として同一性を永遠に保ちながら、出産によって不死に与っているのである（4. 721c）。しかしながら、『饗宴』（206b-209e）でも語られる<sup>13</sup>出産による不死性をもたらす結婚の意義は、この『法律』の「序文」では結婚を欲しないことがないようにと、男性に対して語られている。男女両性に対して語られているのではない。この点に、結婚の主導権が男性であることが表れていると言えるだろう。どのような女性を妻として迎えるべきかの勧告が「息子」に向けられていることも、意味することは同じである（6. 773a-e）。

とはいって、先に触れたように<sup>14</sup>、女性が家庭内において主人である夫の奴隸であるとするのは、行き過ぎであろう。むしろプラトンの女性の扱いは、当時

12 他の二つは、思慮と友愛である（3. 693b）。

13 『饗宴』においても、個体は消滅するが種は存続するという仕方で不死性に与るとされている。しかしこれは動物と共に通であり、身体において身ごもっている者に特徴的とされて、異性愛者の愛に割り当てられる。これに対して魂において身ごもっている者は、男性に向かうとされて、男性の同性愛者の愛に割り当てられる。『饗宴』ではこのように、同性愛者は精神的な永遠性・不死性を求めるところへ向かっていく。なおこのように『饗宴』では『パイドロス』と同じように男性の同性愛が異性愛よりも優れた愛とされるのに対して、『法律』では同性愛が「不自然である」との理由で禁じられていることについて多くの二次文献が書かれてきたが、最近のものでは Folch が参考になる。cf. Folch, 2015, pp. 229-239.

14 上記、Samaras によるプラトンの女性像を参照。

のアテナイのそれよりも女性に対して好意的である<sup>15</sup>。

それではなぜ結婚がこれほどまでに重要視されるのであろうか。それは、国家の存続にとって子供こそが重要であるからに他ならない。結婚の第一の目的は子供をつくることである。子のない夫婦を離婚させるなどの方策にそのことは顕著である。Moore が言うように、「マグネシアの女性は「男らしく」英雄的でなければならないが、同時に多産で母親らしくなければならない」のである<sup>16</sup>。

しかしまさにここに、『国家』とは違う『法律』の特徴が現れている。『法律』では子供ができるとそのものをマグネシアという都市国家はコントロールしないのに対し、『国家』の理想国はまさにそれをコントロールしようとする。妻子共有を制度として確立し、偽装された籠を用いるのはそのためである。ところが、『国家』の理想国は子供の出生をコントロールできないという「失敗」によってだんだんと堕落していく。守護者達がどれほど綿密に図ろうとも、出生の周期と数を把握しきれるものではない。そのため、しかるべき時に背いて花婿を花嫁に娶らせることが生じ、そのような時、金・銀の素質を持たない子供が生まれてくる。銅や鉄の素質を持つ子供たちが理想国の守護者・補助者たちの間に入り込むと、理想国の体制は次第に揺らぎ、最後には名譽支配制国家が成立するのである (*Resp.* 8. 546a-547c)。このような理想国に対して『法律』のマグネシアでは、子供をつくることそのものは国家のコントロールの対象とはならず、夫婦に、あるいは神に任せられている。国家が為すことは、結婚の奨励と生まれてきた子供に対する慎重な教育である。次善の国家と言われるマグネシアは、『国家』の理想国に比べてより安定していると言えるだろう。それは、コントロール不可能なものは避け、しかしコントロールできるものはできる限り厳密にコントロールしようとしているマグネシアの結婚・出産・教育政策のゆえである。

だが妻子共有の制度は、『法律』においても最善のものであると主張されて

---

15 Morrow, 1993, p. 121.

16 Moore, 2005, p. 152.

いる。すなわち「友のものは共通」なのであるから、最善の国家・国制・法律とは、「妻たちが共同のものであり、子供たちが共同のものであり、全財産が共同のもの（5. 739c）」なのである。この考えは『国家』の妻子共有論と全く同じであり、またもやプラトンは性懲りも無く提案していると嘲笑とともに批判されそうである。しかも『国家』では守護者と補助者の間だけで適用されるとされた妻子共有の制度が、『法律』のこの箇所では全国民に適用されるべきものとして主張されているかのようである。

このように『法律』において全てが共有される国制が最善と言われていることに変わりはないのは事実である。だがたとえそうだとしても、もう少し広い文脈で検討してみると、ことはそれほど単純ではない。プラトンは先に言及した箇所に統いて、次のように言う。

もしこのような国があるならば、それを治められるのがいく柱かの神々にせよ、神々の子たちにせよ、その国の国民はこのような生き方をして、楽しく日を送ることになるだろう（5. 739d-e）。

その国の国民、すなわち妻子共有の制度下の国民は「楽しく日を送る」のだが、彼らを支配するのは神々か、神々の子たちである。この国は普通の人間の治めるものではないのである。『国家』では守護者こそが支配者だった。そしてそのような支配者として哲人王が構想されたのであった。もちろん、哲人王は「普通の」人間よりもはるかに優れている。しかし優れてはいても哲人王も「人間」である。ところが『法律』では最善の国制の支配者は神々、ないし神々の子たちである。支配者が人間を超えた存在であるというのは、『政治家』でも『法律』でも語られる神話と同じである。ということは、『国家』であれほどこだわって議論された理想国の実現可能性<sup>17</sup>は、『法律』においてはゼロということではないだろうか。なぜなら、妻子共有を制度として持つ理想国の次元の

---

17 この可能性については、『国家』の外で、つまり研究者の間で、21世紀においても議論的となっている。

ためにこそ要請されるのが哲人王であるのだから、そのような哲人王の影すら見えない<sup>18</sup>『法律』で、妻子共有の制度が導入されることはありえないからである。

これは結局のところ、『法律』が哲学的に深みのある対話篇ではなく、また『法律』のマグネシアの内部には哲学者がいないということが関係していると指摘されるかもしれない。そしてその指摘の背後には、『法律』が『国家』と比べて「悲観的」になったプラトンの思想的立場が表れているというよくある指摘もなされることになるだろう。だがこのような解釈は、『国家』の議論が悠久の時の流れを意識してなされているのに対し、『法律』は時間の中で、しかも限られた時間の中で<sup>19</sup>実現可能な国制が論じられているという対話篇の設定を無視していると言わざるをえない。アテナイからの客人は、植民による新国家建設の委託を受けたクレイニアスの要請を受けて、マグネシアの法を制定しているのである。言い換えれば、プラトンは当時の状況を考慮に入れているのである。

この現実感覚、あるいは喫緊の課題に対処しようとするアテナイからの客人たちの態度を我々は忘れてはならないだろう。それゆえ我々はプラトンの次の言葉にも注目せざるをえない。

彼らをして土地と家とは分配させ、共同耕作はさせないことにする。そのようなことは、彼らの生まれ、育ち、教育の現状から見て、過大のことを意味しているから（5. 739e）。

「そのようなこと」とはつまり、共同耕作、ひいては財産や家族の共有そのものを指す。したがって、この言葉は最善の国制の断念の確認であるのだが、し

---

18 これはいさか言い過ぎかもしれない。「夜の会議」の出席者たちは、哲人王と似ている点があるとも解釈できるからである。

19 クレテによる植民はすでにクノソスの人々に委託され、クノソスの人々はすでにクレイニアスを含む九人に委託している（3. 702c）。

かし同時に、最善が不可能であり次善の策を目指さなければならない時、その次善の策がどのようなものでなければならないのかに関する指針になりうる。というより、指針である。つまり「生まれ、育ち、教育の現状から見て過大なことは負わせない」ことがマグネシアの立法の指針なのである。

ここで我々は『法律』という対話篇の設定を省みるべきだろう。登場人物は、クレテ人クレイニアス、ラケダイモン人メギロス、そしてアテナイからの客人である。クレテとスパルタは名にし負う軍事国家であり、女性を放任していた国家でもあった(6.781a)。マグネシア建設を言葉の上で依頼されたアテナイからの客への批判は、それゆえ、クレテとスパルタの勇気だけに着目して立てられた法体系と女性への態度において、先鋭化する。再びそれゆえ、アテナイからの客人は、女性たちが教育や軍事訓練を男性と同じく受けるべきだという提案を容易く行なうが、女性の共同食事は慎重にしかしクレテやスパルタに対する激烈な批判とともに繰り返し、提案する。三たびそれゆえ、クレイニアスとメギロスは女性の軍事訓練については容易く受け入れるが、スパルタの女性への態度へのあまりに激しいアテナイからの客への批判のゆえに、共同食事についての議論を一旦止めざるをえないである(7.806c-d)。

### 三

今まででは国の制度について検討してきたが、これからは人間個人へと話を移そう。

徳の獲得に関しては、男女の本質的な差はないというのがプラトンの一貫した考え方だと思われる。『メノン』のソクラテスとメノンとの対比がそのわかり易い一つの例である。徳とは何かというソクラテスの問い合わせに対して、メノンは男には男の徳があり、女には女の徳があると答える。ところが、ソクラテスはその答えに満足せず、すべての徳に共通の性質を述べるようにメノンに求める。ソクラテス(プラトン)にとっては、正義や節制といった徳は男女の性の区別に関係なく徳である。『国家』もまた言うまでもなくもう一つのわかりやすい例である。女性と男性には知的な素質には基本的には差がない。だから、女

性にも男性と同じ教育を授け、優秀さが明らかになった者は、男女の区別なく、補助者、さらには守護者にとりたてられる。こうして彼ら守護者は善のイデアを学び、徳を身につけることになる。

では『法律』ではどうだろうかと言えば、まずは次の言葉に注目すべきである。

どのような仕方によるにせよ、老若男女を問わず、我々の国に住む人々の本性が、何らかの仕事、何らかの性格、何らかの所有、欲望、考え方、あるいは何らかの学問なりを通して、人間たるにふさわしい魂の徳を備え、善き人になってもらいたい（6.770d）。

ここでアテナイからの客人は、マグネシアの国是が国民全員の徳の獲得にあることを述べている。「老若男女を問わ」ない以上、女性が徳を獲得できると想定されているのは明らかである。また、次のような言葉にも注意をしておいて良いだろう。

女性の方は、贅沢と浪費に耽らせ、好き勝手な生きかたをさせておいて、男性だけを監督し、結局国家に対して幸福な生活の全体をではなく、ほとんど半分だけを得させるものであってはならない（7.806c）。

アテナイからの客へのこの言葉は、激しいスバルタへの批判である。スバルタは女性を放任し贅沢な暮らしをさせることによって、ポリスの半分である男性にしか徳ある生——ただし、徳と言っても勇気という徳の一部に過ぎないが——をもたらさなかった、そう批判しているのである。このことは逆に言えば、女性もまた好き勝手ではない生を送ることによって徳を獲得しうるとプラトンが考えていることを示しているのである。

ところがプラトンの以下の言葉は、女性に対するこのような我々の理解を破壊するかもしれない。

私たち人間のうち、生来（έφυ）その弱さのゆえに、わけてもよりいっそ隠しごとを好み、奸智に長けた（λαθραιότερον μᾶλλον καὶ ἐπικλοπώτερον）種族、すなわち女性は、立法者が不当にも手を引いたために、無秩序のままに（δύστακτον<sup>20</sup>）放置されたのです。そしてこの種族が放置されたために、あなた方は多くのものを、もしそれらが法の支配下にあったならば、現在よりもはるかに良い状態にあったであろう多くのものを、逃してしまったのです。というのは、女性が野放しに放置されるということは、普通考えられるように、半分だけの問題ではないのです。私たちの見るところでは、女性は生まれつき男性よりも、徳性において劣っているだけ（ἡ θήλεια ἡμῖν φύσις ἐστὶ πρὸς ἀρετὴν χείρων τῆς τῶν ἀρρένων）、二倍以上も問題になるのです（6.781a-b）。

この言葉もスパルタ批判の文脈でアテナイからの客人によって語られた言葉であるが、我々の注目はむしろ、女性を劣った性とする発言内容にある。いったい、この言葉に現れているプラトンの女性観をどう評価するべきなのだろうか。女性の能力を『法律』よりも高く買っているとも思われる『国家』においても、時に女性に対する差別的言辞があるが、それと同じように時代的制約として我々は受け取るべきなのだろうか。

なるほどこの箇所はプラトンの女性蔑視とも言われるかもしれない。しかし、「生来」や「生まれつき」と訳されている単語は、確かに本性とも訳される語であるかあるいはその同族語であるが、この女性の性質とされるものは、教育によって矯正されることがないわけではないだろう。むしろ教育の可能性を信じているからこそ、共同食事をプラトンは提案しているのである。また、

20 ἄτακτονではないのに意味があるのだろうか。TLGによれば、δύστακτονは著作家としてはわずかにプラトンのこの箇所だけに用いられている。他方、ἄτακτονには用例がたくさんある。後者は秩序がないという意味だが、前者のδύσιは～しがたい、～しくないの意味を持つ接頭語であるから、「秩序づけられにくい」というニュアンスがあるのかもしれない。

「奸智に長けた」とは、知性がなければありえない性質であり、決して動物には認められない能力である<sup>21</sup>。さらにまた、この発言がスパルタ批判の文脈に置かれていることも考慮すべきであろう。スパルタ人の無策が女性の性質をひどいものにしたと言われているからである。したがって、この箇所は女性の現状と「本来的な性質」がどのようにあれ、教育によってそれを善いものにしなければならないことを述べているものなのである<sup>22</sup>。

それでは以上のように、女性を男性から劣った性として区別する生まれが、教育によって正されるとして、その教育とはいったいどのようなものなのか。それはもちろん体育と音楽であるが、しかし音楽教育に関する次のようなテキストは、プラトンが男女のジェンダー的差異によって教育に差を設けている証拠なのではないかという批判を起こす可能性がある。

女性にふさわしい歌は「男女の自然的性」の相違そのものをもとにして、それによって区別を明らかにしなければなりません。たしかに、闊達さと勇敢さへの傾向は男性的というべきですし、礼儀正しさと節制（τὸ κόσμιον καὶ σωφρον）への傾向は、法律の上でも、理論の上でも、より女性的だとして伝えられるべきものです（7. 802e）。

この箇所をいったいどのように我々は受け取るべきなのだろうか。

21 この女性評は、子供に対するプラトンの評価と似ていると言えるかもしれない。子供は必ずしも賢いからこそ、しっかりと教育されなければならないというのが、プラトンの子供に対する考え方である。彼は言う。「子供というものは、すべての獣の中で最も手に負えないものです。まだ訓練されていない知性の泉を、すこぶる豊かに持っているだけに、それだけ彼は悪賢くて油断のならない、獣の中で一番始末に負えないものなのです。ですから、彼をたくさんのいわば手綱で縛っておかなければなりません（7. 808d）」。

22 ちなみに Folch はプラトンの女性の性質に対する言辞を「女性嫌悪のレトリック」によって古代の人々に訴え、同時に女性の性質の悪さを女性に対してではなくて国家や社会に帰す基盤を据えるものと解釈している（Folch, 2015, p. 251.）。

Santas はこの箇所を男性と女性の生得的な違いが最も明らかである箇所と述べた上で、プラトンは男性の方が知恵に対するより大きな能力を持っていると考えていると推測する。だが、Santas はプラトンがそう考えていることを示す典拠をあげていない<sup>23</sup>。Bobonich は、この個所は決定的ではないにしても、女性に対する非肯定的評価の一例であると指摘している<sup>24</sup>。『法律』に対する浩瀚な註釈書を著した Schöpsdau の解釈のポイントは次の通りである。Schöpsdau はまず、比較級に注意を促す。つまり、勇気が男性に、節制が女性にもっぱら割り当てられているのではなくて、勇気と節制をそれぞれの性に割り当てるのは程度の問題だという。また、この割り当ては当時のギリシア人にとって一般的でもあった。その上で Schöpsdau は、女性に節制がよりふさわしいものとして割り当てられているのは、女性には節度がないというプラトンの認識を踏まえているだろうと述べる<sup>25</sup>。このように、今までの解釈者たちは当該テキストにプラトンの女性に対する差別的認識が現れていると見ているようだ。

だがこの解釈は妥当であろうか。どうもそうも思われない。Bobonich の慎重な物言いや Santas の根拠なき推測はともかく、Schöpsdau の言うように、女性には節度がないというのがプラトンの認識であったとしても、それはすでに述べたように、教育をされず放っておかれていた女性たちの現状認識なのではないだろうか。言い換えれば、「礼儀正しさと慎み深さへの傾向」がある歌こそ女性にふさわしいとは、そのような傾向を含みもった性としての女性性について述べているのではないだろうか。

このような解釈はスパルタ（やクレテ）に対する批判をいたずらに読み込むことだと指摘されるかもしれない。しかしながら、徳の一部に過ぎない勇気を称揚する国家体制を有するスパルタやクレテに対して、徳の全体を視野に入れ

---

23 Santas, 2003, p. 241.

24 Bobonich, 2002, p. 387.

25 Schöpsdau はさらに、歌に見られるこの区別が舞踊には見られないと指摘している。  
Schöpsdau, 2003, p. 545.

て立法し国家を造るべきだというのは、『法律』という対話篇のもつ根本テーマである。

徳の一部ではなくて、徳の全体に目を向けるべきだと言われる時、そしてそれに伴って、節制が勇気よりも重要な徳として浮かび上がってきてている。節制という徳が重んじられていることは『法律』の随所に明らかである。「節制は徳のどの部分にも付隨しなければならないもの<sup>26</sup>」と言われ、アテナイからの客人による善の序列は、思慮（あるいは叡智φρόνησις）、知性（νοῦς）を伴った節度ある（σώφρων）魂の状態、勇気が混ぜ合わされたこれらから生じる正義、四番目に勇気、である（1. 631c）。また、何人かの解釈者たちもこの点では一致している<sup>27</sup>。

このように『法律』は勇気よりも節制を重んじるのだが、節制への傾向性を女性的であるとすることは、『法律』は女性的な傾向性を帯びた対話篇であると言えないだろうか。さらに、『法律』という対話篇そのものの作者プラトンの自負を思い起こすとき<sup>28</sup>、プラトンは女性的であることを評価していると考えられないだろうか<sup>29</sup>。

しかし、節制がこのように高く評価されているとしても、戦争を念頭においた国家体制であるマグネシアにおいて、勇気もまたやはり重要な徳ではないかと反論されるかもしれない。そしておそらくはこのような解釈から、Mooreは次のように述べるのであろう。

---

26 4. 710a (cf. 3. 696b-e).

27 Santas, 2003, p. 242. ‘temperance is a very highly prized virtue in the *Laws*, because it secures the control of the worse part by the better part, in both cities and individuals’. ただし、前半には同意できるが、理由を述べている後半には賛成できない。というのも temperance は（『国家』においても）control ではなくて同意だからである。そして『法律』では外部の重要性が語られている。この点については高橋, 2016を参照。

28 「私たちの言論は、若者たちが聞くのにもっとも満足すべき、もっとも適当なもの（7. 811d）」。

29 Morrow は、女性的性質こそ国家が最も必要としていることだとプラトンが述べていると指摘している。Morrow, 1993, p. 331.

もし戦争が無秩序で混沌としているならば、それは多様性という性質を有しているようだ。Lorauxは、戦争はそれゆえ何かしら内在的に女性的であるに違いないと示唆している。すると、おそらくマグネシアの絶えざる戦争準備はある女性的目標への前進と解釈できるかもしれない。また、アテナイ人たちの場合と同じように、勇気はここで他のものよりもよりいつそう性的差異のない様式を表しているということも可能であろう<sup>30</sup>。

戦争と多様性と女性的であることを結びつけることはきわめて奇妙であるばかりか、テキストの裏付けがない。むしろマグネシアは、戦争に対する準備に怠りがないとはいえることだけをしているのではなくて、国民の全員が徳を、勇気だけではなくて徳の全体を身につけ、幸福に生きることができるよう立法されている国である。

Mooreの議論は、勇気が苦痛のみならず快楽に対しても發揮されるという理解に基づいている。しかし『ラケス』などの他の対話篇では認められることが、『法律』においてのみテキストの裏付けが取れない。快楽に対抗するのは節制である。勇気だと主張するのは、対話相手のメギロスとクレイニアスである。勇気には恐怖と苦痛に対する戦いのみではなくて、欲望や快楽に対する戦いも含むのか問われたメギロスは、後者が正しいと答える。続けてクレイニアスは、「己に勝つ」ことこそすべての勝利の根本であり、苦痛に負けるよりも快楽に負ける人こそ恥ずかしい仕方で自分自身に負っていると主張する(1. 633e)。こういった彼らの勢い込んだ発言に対しては、アテナイからの客人は肯定も否定も与えない。ところが少し後になって、アテナイからの客人は勇気から節制へと話題を移すべきだとして、勇気を涵養する様々な教育制度と同じように節制を涵養する教育制度として、酒宴を提唱するのである。これこそ快楽に対する耐性を測る仕掛けに他ならない。『法律』においては、他の対話篇とは違って、快楽の力を削ぎ、いわば包み込むようにするのは節制なので

---

30 Moore, 2005, p. 104. 残念ながら Loraux の論文は見ることができなかった。

ある<sup>31</sup>。

以上見てきたように、プラトンは女性の地位、教育、軍事や政治との関わりに関して、総体的に言って『国家』においてよりも『法律』においてより稳健に提言し、かつ当時の状況を考慮に入れていると言えるだろう。これはもしかしたら『国家』の立場からの後退と思われるかもしれない。しかし対話篇の設定を考慮すれば必ずしもそうとは言えず、むしろ勇気よりも節制を重んじる『法律』は、「礼儀正しさと節制（τὸ κόσμιον καὶ σῶφρον）への傾向」を女性的とする限りにおいて、女性性を重要視する対話篇である。

こういった結論に対して、考えられる反論は次のようなものである。『法律』が節制を重んじていることは認められるが、そのことだけで女性性をプラトンが重んじていると言えるのだろうか。もしそうだとするならば、同じく節制を重んじている『ゴルギアス』はどうだろうか。この対話篇では、ソクラテスは欲望の最大限の解放を称揚するカリクレスに対して節制の重要性を説く<sup>32</sup>。だが『ゴルギアス』が女性性を重んじた対話篇であるとは言えないのではないか。このような指摘である。

この指摘は『ゴルギアス』が節制を重んじるという点では間違っていないが、しかしそもそも『ゴルギアス』は女性に関する問題を扱っていないという点では、いささか的外れと言わざるをえない。ただ、『ゴルギアス』と『法律』を比較すると、『ゴルギアス』で重要視されるのは幾何学であるのに対して、『法律』で重んじられるのは音楽と舞踊である。この対比は静的と動的と捉えるこ

31 ここにはおそらく「己に勝つこと」が徳であるというクレイニアスとメギロスの見解を否定し、人間は神の操り人形であるにしても、外部（=神的なもの）とつながる黄金の糸に従うことによって、秩序をもった節度ある動きをすることができるようになり、それこそ徳であるというプラトンの考察が指摘できるように思う。神の操り人形としての人間については、高橋, 2016を参照。また自己支配としての徳ではなくて、同意としての徳という理解については、Meyer も参照。cf. Meyer, 2015, pp. 161-172.

32 504d 以下。

とができるだろう。『法律』における舞踊の重視は、プラトンの節制観の何らかの変化を表しているのかもしれない。だがこのことを明らかにするにはまた別の思考が必要である。

### 【参考文献】

- Adam, James. 1963. *The Republic of Plato. Vol. I.: Introduction and Books I-V.* Edited with Critical Notes, Commentary and Appendices by Adam, James. 2nd edition with a New Introduction by Rees, D. A. Cambridge: Cambridge University Press.
- Annas, Julia. 1981. *An Introduction to Plato's Republic.* Oxford: Clarendon Press.
- Bobonich, Christopher. 2002. *Plato's Utopia Recast.* Oxford: Oxford University Press.
- Burnyeat, M. F. 1999. 'Utopia and Fantasy: The Practicability of Plato's Ideally Just City'. in ed. Fine, Gail. 1999. *Plato 2: Ethics, Politics, Religion, and the Soul.* Oxford: Oxford University Press.
- Diogenis Laertii Vitae Philosophorum.*
- Folch, Marcus. 2015. *The City and the Stage: Performance, Genre, and Gender in Plato's Laws.* Oxford: Oxford University Press.
- Herodotus. *Historiae.*
- Meyer, Susan Sauvé. 2015. *Plato: Laws 1 and 2.* Oxford: Oxford University Press.
- Moore, Kenneth Royce. 2005. *Sex and the Second-Best City: Sex and Society in the Laws of Plato.* New York: Routledge.
- Morrow, Glenn R. 1993. *Plato's Cretan City: A Historical Interpretation of the Laws.* With a new foreword by Kahn, Charles H. Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- Samaras, Thanassis. 2010. 'Family and the Question of Women in the *Laws*'. in ed. Bobonich, Christopher. 2010. *Plato's Laws: A Critical Guide.* Cambridge: Cambridge University Press. pp. 172–196.
- Santas, Gerasimos. 2003. 'Justice and gender in the *Laws* and the *Republic*'. in eds. by Scolnikov, Samuel and Brisson, Luc. *Plato's Laws: From Theory into Practice (Proceedings of the VI Symposium Platonicum Selected Papers).* Sankt Augustin: Academia Verlag. pp. 237–242.
- Saxonhouse, Arlene W. 1997. 'The Philosopher and the Female in the Political Thought of Plato'. in ed. Kraut, Richard. 1997. *Plato's Republic: Critical Essays.* Lanham: Rowman and Littlefield Publishers. pp. 95–113.
- Schöpsdau, Klaus. 2003. *Platon Nomoi (Gesetze) Buch IV–VII: Übersetzung und*

- Kommentar.* Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Stalley, R. F. 1983. *An Introduction to Plato's Laws*. Indianapolis, Indiana: Hackett Publishing Company.
- 高橋雅人. 2016. 「心的な操り人形」とその《外部》—プラトン『法律』第一巻」『神戸女子学院大学論集』第63巻第1号、pp. 85–97.
- Vlastos, Gregory. 1995. 'Was Plato Feminist?' in Vlastos, Gregory. ed. by Graham, Daniel W. 1995. *Studies in Greek Philosophy Volume II: Socrates, Plato, and Their Tradition*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press. pp. 133–143. [originally published: in *TLS*. No. 4, 485. March 17, 1989. pp. 276, 288–89. *Times Literary Supplement*. London]